

議題 2

令和 3 年度後半の取組強化の徹底について

令和3年度後半の取組について

債権名 国民健康保険料 整理番号 026 【福祉局生活福祉部保険年金課】

過年度分

10月末徴収率 15.5%（前年度10月末 15.3%）

決算見込徴収率 24.4%（前年度決算 23.3%）

目標徴収率 24.4%（前年度目標 24.4%）

●主な取り組み

（1）滞納処分の速やかな執行

滞納世帯の財産調査の結果を順次区へ送付するとともに、判明財産が1万円以上の世帯リストを各区に提供し、年度末に向けて効率的な滞納処分を強力に推し進め、速やかに換価することで収納額の確保に努める。

（2）納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底

「納付誓約不履行世帯リスト」や「納付誓約取消世帯リスト」に抽出された世帯に対し、催告書等の送付を徹底し、年度内の自主納付による完納をめざす。

（3）長期滞納世帯に対する納付指導の徹底

催告書や短期証更新通知書等の送付により、滞納者との接触の機会を捉まえ、生活・財産状況申出書等の各種資料により滞納世帯の実情を把握し、保険料完納を促す指導をより一層徹底する。また、「他保険加入による資格終了世帯にかかるリスト」を局から提供し、差押予告書の送付等によっても自主納付に応じない場合は、給与差押を実施する。

（4）不現住世帯にかかる居住確認調査の徹底

コールセンター及び職員による居住確認調査により、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳担当へ速やかに職権消除を依頼し、不現住世帯の解消に努める。

現年度分

10月末徴収率 91.3%（前年度10月末 86.0%）

決算見込徴収率 90.5%（前年度決算 91.0%）

目標徴収率 90.5%（前年度目標 90.0%）

●主な取り組み

（1）初期滞納世帯に対する納付督促の徹底

1期末納世帯に対し、督促状発付後ただちにコールセンターより電話督促する。また、3期以上滞納している世帯に対する納付勧奨文書の一斉送付等、接触を図る取組を強化し、滞納の初期段階において未納の解消に努める。

（2）滞納処分の速やかな執行

滞納世帯の財産調査の結果を順次区へ送付するとともに、判明財産が1万円以上の世帯リストを各区に提供し、年度末に向けて効率的な滞納処分を強力に推し進め、速やかに換価することで収納額の確保に努める。

（3）納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底

「納付誓約不履行世帯リスト」や「納付誓約取消世帯リスト」に抽出された世帯に対し、催告書等の送付を徹底し、出納閉鎖日までの自主納付による完納をめざす。

（4）長期滞納世帯に対する納付指導の徹底

催告書や短期証更新通知書等の送付により、滞納者との接触の機会を捉まえ、生活・財産状況申出書等の各種資料により滞納世帯の実情を把握し、保険料完納を促す指導をより一層徹底する。また、「他保険加入による資格終了世帯にかかるリスト」を局から提供し、差押予告書の送付等によっても自主納付に応じない場合は、給与差押を実施する。

（5）不現住世帯にかかる居住確認調査の徹底

コールセンター及び職員による居住確認調査により、所在不明かつ連絡不能である被保険者については、住民基本台帳担当へ速やかに職権消除を依頼し、不現住世帯の解消に努める。

令和3年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(10月末)

債権名 国民健康保険料 整理番号 026【福祉局生活福祉部保険年金課】

	過年度	現年度
取組内容	ペイジー口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨や、区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。 過年度の取組として不動産差押手続きや、過年度、現年度共通の取組として勤務先に対する照会及び実地調査を継続実施するとともに、市債権回収対策室と連携を図りながら効果的・効率的な収納対策を実施していく。 市債権回収対策室においては、財産調査を集約化し、より効率的に滞納整理事務を推進するとともに、給与差押を継続実施する。各区においては、引き続き適正に滞納処分の停止が行えるよう、状況把握や整理に努める等、区と局が一丸となって取り組んでいく。 これらの取り組みの強化・拡充により、さらなる収納額の確保に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。	
取組状況 (10月末)	ペイジー口座振替受付サービス等を活用した積極的な口座振替の勧奨を実施し、国保加入世帯全体における口座振替加入率は0.79ポイント増の49.31%と、前年度を上回っている状況にある。 各区においては、区長マネジメントによる各区の特性に応じた収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員による区職員への直接指導、弁護士職員による不動産差押・換価を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会・実地調査に取り組んでいる。 福祉局においては、区職員を対象とした滞納処分業務に関する研修会等を開催し、滞納整理業務のスキルアップを図っている。 市債権回収対策室（保険年金課分室）においては、財産調査の集約化による効率的な滞納整理事務を進め、給与差押についても着実に執行している。 これらの取組の結果、10月末現在における収納率は、現年度分は対前年同月比5.3ポイント増、過年度分は対前年同月比0.2ポイント増で推移しているが、コロナ禍の情勢の中、予断を許さない状況が続くことが予想されるため、今後も年度末（出納閉鎖）に向け、財産判明世帯リストを各区に提供し、効率的な滞納処分を強力に推し進めるなど、区役所、福祉局、市債権回収対策室（保険年金課分室）が連携を図りながら収納対策を実施するとともに、さらなる収納額の確保に努めることで、未収金残高目標及び目標収納率の達成をめざす。	

区役所で徴収事務を行っている債権の状況(10月末現在)

債権名: 国民健康保険料

	令和3年度 10月末徴収率(A)		令和2年度 10月末徴収率(B)		対前年同月比 (A)－(B)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区総計	15.5%	91.3%	15.3%	86.0%	0.2%	5.3%
北区	19.5%	93.0%	17.3%	85.2%	2.2%	7.8%
都島区	19.6%	94.4%	17.2%	90.2%	2.4%	4.2%
福島区	19.9%	95.2%	19.8%	90.3%	0.1%	4.9%
此花区	15.5%	91.4%	13.8%	86.3%	1.7%	5.1%
中央区	17.0%	87.2%	14.4%	80.2%	2.6%	7.0%
西区	15.7%	87.9%	15.2%	81.6%	0.5%	6.3%
港区	20.3%	92.8%	13.9%	87.1%	6.4%	5.7%
大正区	18.6%	91.6%	17.3%	87.5%	1.3%	4.1%
天王寺区	19.5%	93.8%	15.7%	86.8%	3.8%	7.0%
浪速区	12.2%	79.3%	12.2%	74.8%	0.0%	4.5%
西淀川区	14.7%	95.4%	14.8%	88.8%	−0.1%	6.6%
淀川区	15.1%	90.8%	12.3%	85.3%	2.8%	5.5%
東淀川区	12.7%	90.5%	12.6%	84.9%	0.1%	5.6%
東成区	16.2%	91.2%	16.5%	86.0%	−0.3%	5.2%
生野区	12.1%	84.1%	11.6%	78.3%	0.5%	5.8%
旭区	13.8%	91.8%	14.2%	88.5%	−0.4%	3.3%
城東区	11.3%	94.7%	10.4%	90.1%	0.9%	4.6%
鶴見区	15.9%	94.4%	16.8%	90.3%	−0.9%	4.1%
阿倍野区	21.4%	96.6%	20.5%	92.6%	0.9%	4.0%
住之江区	17.0%	93.5%	16.6%	89.1%	0.4%	4.4%
住吉区	14.8%	94.7%	17.0%	88.6%	−2.2%	6.1%
東住吉区	12.9%	93.4%	13.1%	89.0%	−0.2%	4.4%
平野区	27.8%	92.4%	34.8%	86.3%	−7.0%	6.1%
西成区	10.4%	81.2%	10.5%	77.9%	−0.1%	3.3%

令和3年度後半の取組について

債権名 市税 整理番号 001 【財政局税務部収税課】

過年度分

10月末徴収率 40.5%（前年度10月末 24.6%）

決算見込徴収率 62.6%（前年度決算 38.1%）

目標徴収率 62.6%（前年度目標 31.2%）

●主な取り組み

- ・ 市税事務所においては、差押等の件数目標及び目標徴収率に対する進捗状況を踏まえ、年度後半における収納対策の取組計画を確実に実施する。
具体的には、高額事案から順に換価が容易な債権の財産調査を徹底し、財産判明後は早急に差押えするとともに、債権が見当たらない事案については、不動産の差押えを積極的に行う。
また、対象税額10万円以上20万円未満の事案の整理件数目標70%及び平成30年度課税の滞納事案（一定金額以上）の整理件数目標70%の達成に向けて、引き続き取り組みを強化する。
- ・ 税務部収税課においては、毎月の収納率等の目標と実績を確認しつつ、高額事案について市税事務所に適宜状況を確認し、進捗管理を行うとともに、市税収入見込を基に全市税事務所に対してヒアリングを実施（11、2月に実施予定）し、必要に応じて追加対策を講じるなど、一層の税收確保に取り組む。

現年度分

10月末徴収率 98.0%（前年度10月末 95.5%）

決算見込徴収率 99.4%（前年度決算 98.1%）

目標徴収率 99.4%（前年度目標 96.1%）

●主な取り組み

- ・ 市税事務所においては、差押等の件数目標及び目標徴収率に対する進捗状況を踏まえ、年度後半における収納対策の取組計画を確実に実施する。
具体的には、高額事案から順に換価が容易な債権の財産調査を徹底し、財産判明後は早急に差押えするとともに、債権が見当たらない事案については、不動産の差押えを積極的に行う。
市・府民税4期、固定資産税4期については、納期限後出納閉鎖までの期間が短いため、電話による納税督促に合わせて計画的に財産調査を行い確実に徴収するよう努める。
- ・ 税務部収税課においては、毎月の収納率等の目標と実績を確認しつつ、高額事案について市税事務所に適宜状況を確認し、進捗管理を行うとともに、市税収入見込を基に全市税事務所に対してヒアリングを実施（11、2月に実施予定）し、必要に応じて追加対策を講じるなど、一層の税收確保に取り組む。

令和3年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(10月末)

債権名 市税 整理番号 001 【財政局税務部収税課】

	過年度	現年度
取組内容	新型コロナウイルス感染症の影響により未収金は増加となったが、過年度（滞納繰越）分の徴収収納率は前年より上昇しているため、引き続き同様に取組を行う。 特例猶予事案について、猶予期限の到来に係る注意喚起や猶予不履行者への早期滞納整理、高額猶予事案の担当者割り当てを行う。 （１）対象事案（令和２年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等）件数の70%以上を整理（徴収・処分・停止） （２）平成30年度課税の滞納事案（一定金額以上）件数の70%以上を整理（徴収・処分・停止）	次のとおり数値目標を設定して取り組む。（納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象） ・ 差押件数：16,000件 ・ 給与照会件数：22,000件 ・ インターネット公売実施回数：3回 ・ 合同公売実施回数：3回 ・ 納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85%以上
取組状況（10月末）	（１） ・ 対象数：12,887件（昨年度対象数：14,270件） ・ 整理率：54.9%（昨年度同時期実績：46.8%） （２） ・ 対象数：4,742件（昨年度対象数：5,924件） ・ 整理率：52.1%（昨年度同時期実績：42.4%）	・ 差押件数：8,712件（昨年度同時期実績：4,121件） ・ 給与照会件数：11,697件（昨年度同時期実績：8,183件） ・ インターネット公売実施回数：0件（昨年度同時期実績：動産3回、不動産1回） ・ 合同公売実施回数：1回（昨年度同時期実施回数：0件） ・ 納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：87.9%（昨年度同時期実績：83.6%）

令和3年度後半の取組について

債権名 生活保護費返還金(保護費収入) 整理番号 016 【福祉局生活福祉部保護課】

過年度分

10月末徴収率 2.0% (前年度10月末 2.3%)

決算見込徴収率 3.7%(前年度決算 3.7%)

目標徴収率 3.7%(前年度目標 3.3 %)

●主な取り組み

- ・資力を回復した債務者への財産調査を実施するとともに、以降差押え予告や滞納処分などの必要な措置を講じる。
- ・財産調査の結果、徴収可能な財産が確認できないときは、徴収停止・執行停止をするなど適切な債権管理を行う。
- ・財産調査の結果、多額の財産を保有している者で、非強制徴収公債権についても多額の滞納がある債務者に対し、訴訟提起等の法的措置を講ずる。
- ・時効年限を経過した債権の不納欠損処分を適切に行うとともに、実質的に徴収が不能となった破産免責決定を受けた者の債権について、債権放棄を行う。

現年度分

10月末徴収率 53.9% (前年度10月末 56.0%)

決算見込徴収率 72.3%(前年度決算 72.3%)

目標徴収率 72.3%(前年度目標 65.2%)

●主な取り組み

- ・法第78条徴収金、及び法第63条返還金のうち法第77条の2の徴収決定を行ったものについては、保護費からの徴収を徹底するため、申出による徴収の更なる活用を推進する。
申出徴収(保護費から天引き)による活用率が低調な実施機関(区役所等)については、個別にヒアリングを行うとともに、納付方法の切替対象者を特定するなど、具体的な取り組みを促す。
各実施機関(区役所等)の申出徴収率や申出徴収への移行可能な債権の割合について見える化し、周知を行う。
- ・ケースワーカーに対する債権管理研修を実施し、新規発生債権の早期完納に向けた意識向上や申出徴収の更なる推進に努める。
- ・少額滞納案件に係る徴収の徹底により、効率的な債権管理を目指すこととし、具体的な対象者等を整備したうえで、各実施機関の取り組みを促す。

令和3年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(10月末)

債権名 生活保護費返還金(保護費収入) 整理番号 016 【福祉局生活福祉部保護課】

	過年度	現年度
取組内容	・ 現在、生活保護を受給していない債務者のうち資力を回復した者に対して滞納処分を見据えた徴収事務を実施するため、各実施機関（区役所等）から報告を受けた調査対象者の居所調査及び財産調査等を実施し、差押等の滞納処分を積極的に実施する。 ・ 債権管理・回収アドバイザーの事案相談等を活用しながら滞納処分・法的手続による強制執行等の適切な実施に取り組む。	・ 申出による徴収の推奨にあたり、実施機関（区役所等）へ個別にヒアリングを行い、他の実施機関の事例等を参考として提供する。 ・ 口座振替による徴収について、月を連続して資金不足による口座不能などになっている者を抽出し、実施機関へ申出徴収への変更に向けた情報提供を行う。
取組状況（10月末）	・ 強制徴収公債権のうち生活保護を受給していない債務者に対しては、各実施機関からの報告に基づき、居所調査・財産調査等を実施するとともに、必要に応じて差押（預金、給与、投資信託等）や滞納処分の執行停止等を実施しており、これまでのノウハウを活用して、昨年度実績以上の調査件数・差押件数を達成する見込である。 ・ 滞納処分により多額の財産があると判明した債務者等について、訴訟提起に向けた関係局との調整を行っている。	・ 申出による徴収の推奨にあたり、毎月の実績を各実施機関へ報告し、取組状況を共有するとともに、口座振替による徴収について、資金不足等により口座不能となった者のうち申出徴収が可能な債権については、経理事務監査等において個別ケースについて申出徴収への変更を促し、他区の状況について情報提供を行っている。 ・ 申出徴収が可能な滞納者のリストについて、実施機関ごとに情報提供を行い、申出徴収の更なる推進を促している。 ・ 各実施機関経理担当者を対象に、9月末に債権管理に関する研修を実施した。今後、希望区に対して、新規発生 of 債権に関する徴収事務に関すること等を中心に、ケースワーカー対象の債権管理に関する研修を実施する予定である。

区役所で徴収事務を行っている債権の状況(10月末現在)

債権名: 生活保護費返還金

	令和3年度 10月末徴収率(A)		令和2年度 10月末徴収率(B)		対前年同月比 (A)－(B)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区総計	2.0%	53.6%	2.3%	55.8%	－0.3%	－2.2%
北区	4.7%	62.4%	2.1%	55.1%	2.6%	7.3%
都島区	1.0%	41.2%	1.3%	53.2%	－0.3%	－12.0%
福島区	2.1%	64.5%	1.7%	76.0%	0.4%	－11.5%
此花区	2.4%	61.4%	2.9%	51.1%	－0.5%	10.3%
中央区	1.6%	35.1%	2.3%	50.5%	－0.7%	－15.4%
西区	7.2%	26.7%	2.7%	38.9%	4.5%	－12.2%
港区	1.6%	49.0%	2.8%	40.8%	－1.2%	8.2%
大正区	2.0%	61.7%	3.3%	49.4%	－1.3%	12.3%
天王寺区	0.9%	40.9%	1.9%	38.4%	－1.0%	2.5%
浪速区	1.1%	53.7%	0.9%	34.4%	0.2%	19.3%
西淀川区	1.7%	65.0%	2.2%	56.7%	－0.5%	8.3%
淀川区	1.8%	60.6%	2.5%	62.2%	－0.7%	－1.6%
東淀川区	1.7%	44.6%	1.8%	53.3%	－0.1%	－8.7%
東成区	1.4%	57.7%	1.6%	37.1%	－0.2%	20.6%
生野区	1.6%	47.4%	2.0%	69.1%	－0.4%	－21.7%
旭区	1.5%	59.6%	2.0%	55.4%	－0.5%	4.2%
城東区	1.9%	39.1%	3.0%	56.5%	－1.1%	－17.4%
鶴見区	2.4%	60.1%	3.6%	56.1%	－1.2%	4.0%
阿倍野区	3.5%	50.6%	2.1%	45.6%	1.4%	5.0%
住之江区	2.6%	48.1%	2.6%	59.3%	0.0%	－11.2%
住吉区	2.2%	53.0%	1.5%	56.2%	0.7%	－3.2%
東住吉区	2.2%	52.6%	2.5%	50.0%	－0.3%	2.6%
平野区	1.6%	45.6%	2.4%	50.0%	－0.8%	－4.4%
西成区	2.3%	67.0%	3.2%	68.0%	－0.9%	－1.0%

令和3年度後半の取組について

債権名 介護保険料 整理番号 064【福祉局高齢者施策部介護保険課】

過年度分	現年度分
10月末徴収率 11.8%（前年度10月末 10.2%）	10月末徴収率 97.5%（前年度10月末 97.3%）
決算見込徴収率 16.8%（前年度決算 15.3%）	決算見込徴収率 98.2%（前年度決算 98.6%）
目標徴収率 16.8%（前年度目標 16.8 %）	目標徴収率 98.2%（前年度目標 98.0%）

●主な取り組み

①（共通）滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化

第1段階（生活保護受給者等）を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図る。

②（現年度分）民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化

65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。

（過年度分）民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による中長期滞納者等の徴収強化

長期に渡り滞納している被保険者に対し、毎月各区で対象者を抽出し、中長期滞納者として現年度の早期督促と合わせて電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。

③（共通）各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化

年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。

④（共通）被保険者資格の適正化

不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権削除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。また、収納対策全般に渡り、コロナウイルス感染症の影響により収入減等で納付困難者が増加することが予測され、収納対策については減免・徴収猶予と合わせたより丁寧な対応が必要となる。

⑤（過年度分）時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨

2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。

令和3年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(10月末)

債権名 介護保険料 整理番号 064【福祉局高齢者施策部介護保険課】

	過年度	現年度
取組内容	①（共通）滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階（生活保護受給者等）を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図る。 ②（現年度）民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。 （過年度）民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による中長期滞納者等の徴収強化 長期に渡り滞納している被保険者に対し、毎月各区で対象者を抽出し、中長期滞納者として現年度の早期督促と合わせて電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。 ③（共通）各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。 ④（共通）被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。 ⑤（過年度）時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 2年の時効を迎える滞納保険料に対し、年2回催告書及び納付勧奨文書の送付を行う。 収納対策全般に渡り、コロナウイルス感染症の影響により収入減等で納付困難者が増加することが予測され、収納対策については減免・徴収猶予と合わせたより丁寧な対応が必要となる。	
取組状況 (10月末)	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図っている。 【令和3年9月末実績】 ・財産調査件数 307,232件 ・差押金額 25,571千円 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者等への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行っている。 ・早期督促 【令和3年9月末実績】 132,418千円 ・中長期督促 【令和3年9月末実績】 10,506千円 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組みを7月から10月にかけて、各区において一定額以上の滞納者を対象として納付督促文書を送付し、積極的に滞納者との接触を図った。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化も図っている。残る対象期間についても滞納状況を把握し効果的に実施する。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課を削減していく。 【令和3年10月末実績】 調定削減額 16,998千円 ⑤時効間近の滞納保険料に対する納付勧奨 対象期別 ・R1年10～3月期・・・R3年9月1日発送（発送件数7,794件） ・R2年4～9月期・・・R4年3月1日発送予定	

令和3年度後半の取組について

債権名 住宅使用料 整理番号 001 【都市整備局住宅部管理課】

過年度分	現年度分
10月末徴収率 23.4%（前年度10月末 28.4%）	10月末徴収率 98.0%（前年度10月末 98.1%）
決算見込徴収率 26.6%（前年度決算 32.4%）	決算見込徴収率 99.6%（前年度決算 99.7%）
目標徴収率 24.1%（前年度目標 22.7%）	目標徴収率 99.6%（前年度目標 99.5%）

●主な取り組み

<都市整備局>

- ・指定管理者から引継がれ局で管理している滞納者に対し、電話督促や文書による納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。
- ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間に電話督促を行い、徴収の強化を図る。
- ・指導に従わない和解不履行者に対し、早期に強制執行を申立て、納付を促す。
- ・訴訟提起等の法的措置対象者で、反応のない者について、現地へ訪問し、実態を把握するとともに納付指導を行い、徴収の強化を図る。
- ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者を対象に、裁判所に対する支払督促手続きを行うことにより徴収の強化を図る。

<指定管理者>

- ・局に引継ぐ前の3ヶ月未満の短期滞納者に対し、電話督促や呼出しによる納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。
- ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間や休日に電話督促を行い、短期の納付忘れを防止するなど徴収の強化を図る。
- ・局への引継ぎ対象となる3ヶ月以上の長期滞納者に対し、局への引継ぎ後は明渡訴訟や強制執行手続き等の法的措置に移行する旨の説明をこれまで以上に徹底するなど、督促強化を図り、早期の滞納解消に努める。
- ・納付方法が納付書の入居者に対して、口座振替勧奨文書と口座振替依頼書を送付し、口座振替奨励を行う。

令和3年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(10月末)

債権名 住宅使用料 整理番号 001 【都市整備局住宅部管理課】

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図る。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 ・破産などで免責を受けたものに対して債権放棄へ向けた手続きを進める。
取組状況 (10月末)	・退去滞納者については、文書督促や現地訪問督促を実施している。督促を行うも支払いのない者に対しては、速やかに債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託し、収納率の向上を図っている。(10月末時点委託案件回収額：8,529千円) ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行っている。(10月末時点債権差押申立件数：21件 取立件数：13件) ・所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努めている。 ・督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施していく。 ・破産などで免責を受けたものに対する債権放棄の実施に向けて準備を行っている。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、指定管理者において、文書・電話による納付勧奨や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに、定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図っている。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組を実施している。(10月末時点即決和解申出件数：73件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送している。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率向上のための取組を行っている。

令和3年度後半の取組について

債権名 保育所保育料 整理番号 030 【こども青少年局保育施策部保育企画課】

過年度分

10月末徴収率 32.7%（前年度10月末 25.9%）

決算見込徴収率 38.6%（前年度決算 38.6%）

目標徴収率 38.6%（前年度目標 26.7%）

●主な取り組み

- ・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。
- ・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。
- ・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施する。
- ・滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。
- ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。
- ・滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。
- ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。

現年度分

10月末徴収率 97.9%（前年度10月末 97.7%）

決算見込徴収率 98.2%（前年度決算 98.2%）

目標徴収率 98.2%（前年度目標 96.4%）

●主な取り組み

- ・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。
- ・新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納をめざす。
- ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。
- ・支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、滞納処分を実施する。
- ・3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。

令和3年度 未収債権に関する具体取組内容の取組状況(10月末)

債権名 保育所保育料 整理番号 030 【こども青少年局保育所施策部保育企画課】

	過年度	現年度
取組内容	・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。 ・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ差押え等の滞納処分を実施する。 ・滞納者の生活状況を考慮しつつ、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。 ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 ・滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底を行う。 ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分を行っていく。 令和2年度の取組を中心に、可能な限り滞納処分を強化する必要がある。	・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上をめざす。 ・新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納をめざす。 ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 ・支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、滞納処分を実施する。 ・3歳児以上の幼児教育保育無償化により、経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。
取組状況 (10月末)	・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行っている。 ・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、積極的に架電し督促に取り組んでいる。 ・電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、滞納者の生活状況を考慮しつつ、財産調査で判明している差押え等の滞納処分を実施している。 ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけている。 ・国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底に行い、速やかに滞納処分を実施できるように努めている。 ・公立保育所保育料の滞納者には、公債権として市町村が強制徴収できる「代行徴収」の制度を利用し、滞納処分に努めている。 ・新型コロナウイルス感染状況を鑑みつつ、納付交渉を丁寧かつ粘り強く行い、徴収率向上に向けた取り組みを行っている。	・口座振替による納付は、保育料の滞納を未然に防ぐ事につながるため、区役所と連携し口座振替加入率の向上に努めている。 ・新たに滞納となったものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を促し、早期完納に向けて納付交渉を行っている。 ・支払い能力がある滞納者には、速やかに滞納処分の実施に努めている。 ・3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行っている。 ・3か月以上の若しくは10万円を超える滞納者に、早い段階での電話による納付勧奨を行っている。 ・令和2年度の取組内容に加え、3歳児以上の幼児教育保育無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけ及び財産調査の強化を行っている。 ・新型コロナウイルス感染状況を鑑みつつ、納付交渉を丁寧かつ粘り強く行い、徴収率向上に向けた取り組みを行っている。

令和3年度 市債権回収対策室の徴収状況

(令和3年10月末現在)

(1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	3年度				
			件数(件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額① (百万円)	徴収実績② (百万円)	進捗率(②/①) (参考:前年10月末)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,516	215	72	49	68.1% (70.5%)
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	1,608	208	98	77	78.6% (65.7%)
合 計 ①			3,124	423	(A) 170	(B) 126	74.1% (67.8%)

(2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額① (百万円)	徴収効果額② (百万円)	進捗率(②/①) (参考:前年10月末)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	全ての滞納者	11,108	600	442	73.7% (29.6%)
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,579	390	204	52.3% (35.9%)
合 計 ②			12,687	(C) 990	(D) 646	65.3% (31.9%)

合計 ①+②	徴収目標額(百万円) (A) + (C) ①	徴収実績(百万円) (B) + (D) ②	進捗率(②/①) (参考:前年10月末)
	1,160	772	66.6% (38.8%)